

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第12回）第1分科会議事要旨
（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成18年2月28日（火）午前10時00分から午前10時30分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）金築誠志

（委員）上原敏夫，櫻井正史，塩谷國昭，長谷川真理子

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 報告

第19回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

第20回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

5 議題

平成18年10月期の弁護士任官候補者に対する情報収集について

6 議事

(1) 報告

ア 庶務から，第19回下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の協議の概要について説明があり，平成18年4月期指名候補者に関する指名諮問委員会の答申結果等について報告された。

イ 庶務から，第20回指名諮問委員会の協議の概要について報告された。

(2) 協議

平成18年10月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）について，庶務から報告された上で，協議の結果，これ

までと同様，別紙 1 から別紙 3 までの各書式により裁判所，検察庁及び担当事件の相手方代理人である弁護士に情報収集又は情報提供の依頼をし，別紙 4 の書式により弁護士任官候補者に同人に関する情報提供者の氏名等の情報提供の依頼をした上で，情報提供者とされた弁護士に別紙 5 の書式により情報提供の依頼をすることとされた（弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は，5 月 8 日（月）までとする。）。

(3) 今後の予定等について

次回は，今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者の情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は，平成 18 年 5 月 15 日（月）午前 10 時から，第 2 中会議室で開催することとされた。

以 上

平成 18 年 3 月 日

東京高等裁判所長官 殿	} 《各別に宛先記載》
東京地方裁判所長 殿	
東京家庭裁判所長 殿	
東京高等検察庁検事長 殿	
東京地方検察庁検事正 殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 18 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成18年5月8日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長

平成 1 8 年 3 月 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依 頼)

この度、平成 1 8 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を添付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 1 8 年 5 月 8 日 (月) まで (ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

【担当事件一覧 添付】

平成 18 年 3 月 日

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 18 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、貴職が任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 18 年 5 月 8 日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参す

る方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を別紙として添付】

平成 18 年 3 月 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 18 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに
伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼があり
ました。

については、貴殿の弁護士活動の実情を承知している方に対して当地域委員会が弁
護士任官に係る情報をお伺いする必要があると思料されるため、お手数ですが、下
記に記載する事項に該当する 10 人程度の弁護士の住所、氏名及び本人との関係を
記載した書面を、3 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会
の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送（親展表示）又は持参
していただく方法で御提出ください。

記

次の例に該当するような、貴殿の弁護士活動の実情を承知する弁護士

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所
を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁
護士）
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動について共同で行ったことのある弁護士

4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において共に活動を行ったことのある弁護士

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4
東京高等裁判所総務課長

平成 1 8 年 3 月 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情を承知する者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度，平成 1 8 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については，任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には，下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 1 8 年 5 月 8 日（月）まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長